

2021年11月24日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

セゾン投信株式会社
代表取締役会長 中野 晴啓

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

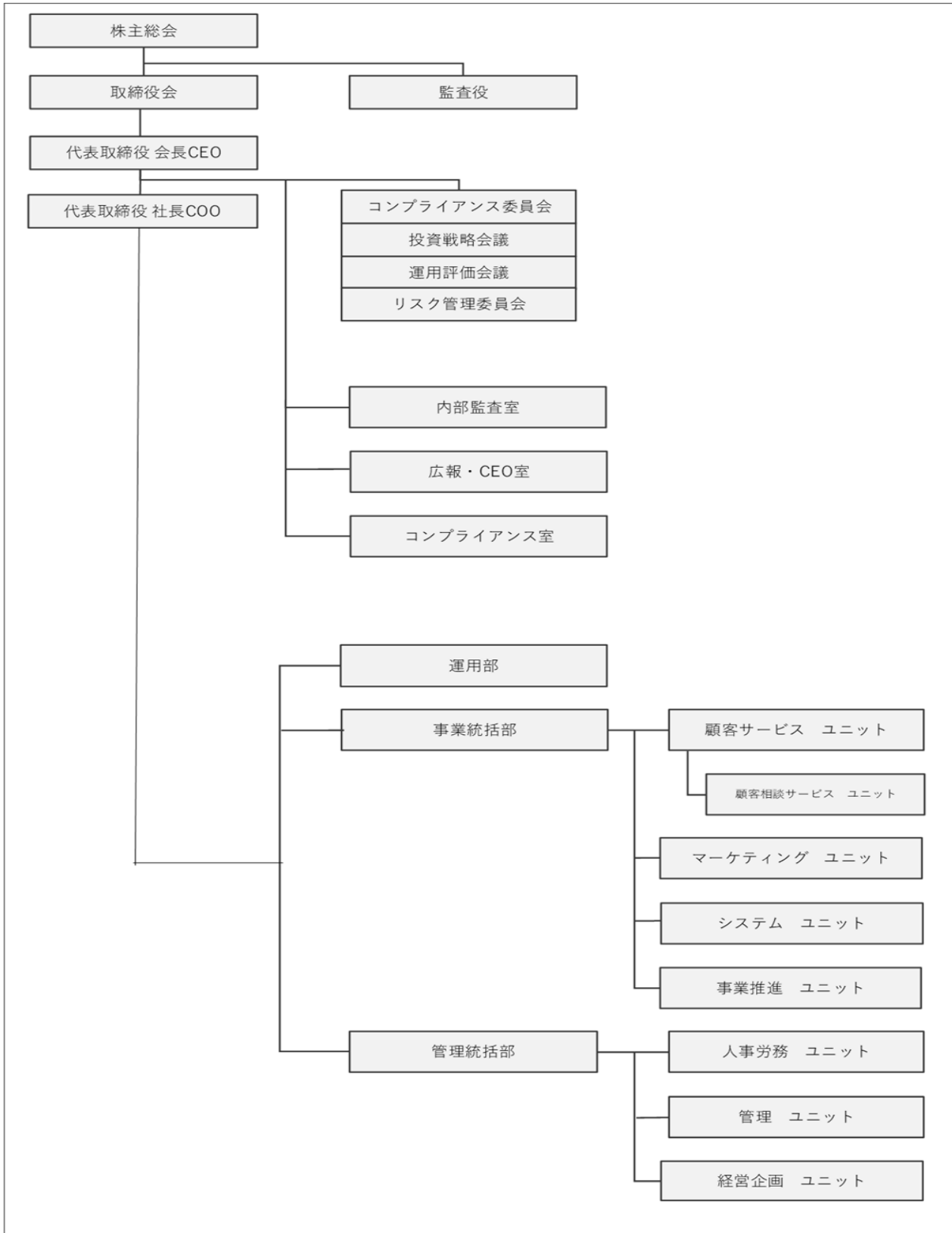
1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2021年10月末現在の資本金の額	1,000百万円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	56,667株

(2) 委託会社の機構

①会社の組織図



②会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

③投資運用の意思決定機構

【投資戦略会議】

付議事項：信託財産の運用に関する基本的な重要事項について決定

- 1.基本的な投資方針及び投資戦略に関する事項
- 2.分配の決定
- 3.地域ごと、資産ごとの分析、評価

開催：原則月1回

構成：チーフインベストメントオフィサー

運用部、管理統括部及びコンプライアンス室を管掌する取締役

運用部、管理統括部及びコンプライアンス室の部長

議長：チーフインベストメントオフィサー



【運用会議】

付議事項：投資戦略会議の決議に基づいて次の事項を決定

- ・信託財産ごとの具体的投資・分配方針

開催：週1回

構成：チーフインベストメントオフィサー、運用部長、ポートフォリオマネジャーおよび運用担当者が出席



【運用部】

運用計画に従い、運用を実行



【運用評価会議】

付議事項：投資戦略会議で決定した信託財産の運用に関する運用成績並びにコンプライアンスについて決定

- 1.信託財産のパフォーマンス管理、評価、分析、信託約款との整合性
- 2.信託財産のリスク管理
- 3.信託財産の法令遵守に関する事項

開催：原則月1回

構成：チーフインベストメントオフィサー

運用部、管理統括部及びコンプライアンス室を管掌する取締役

運用部、管理統括部及びコンプライアンス室の部長

議長：チーフインベストメントオフィサー

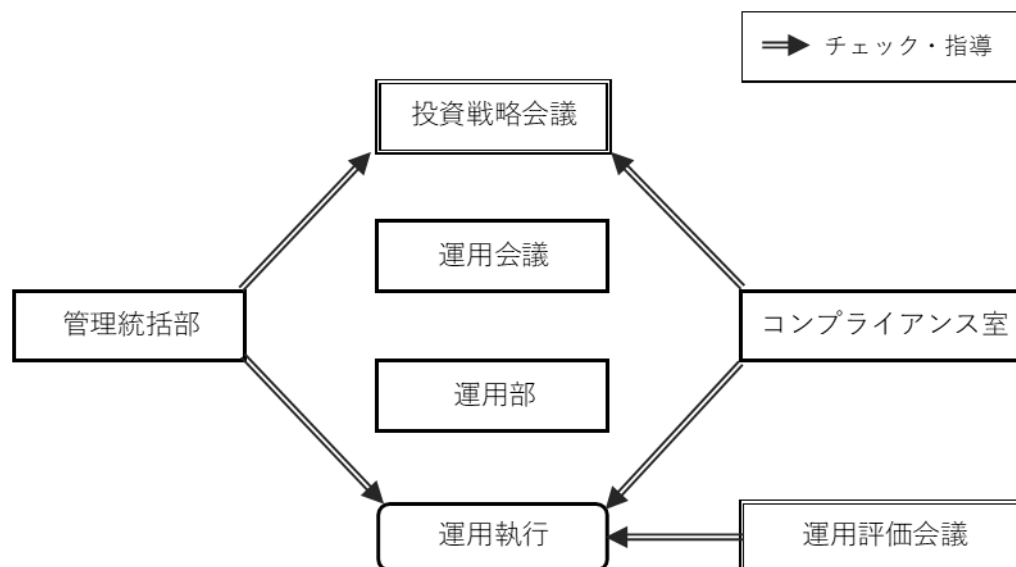
【コンプライアンス室・管理統括部】

- ・運用方針についての法令遵守
- ・信託約款規定事項との整合性のチェック
- ・執行状況の適正性についてのチェック

※上記運用体制は、2021年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

「運用組織図」



※ 上記運用体制は、2021年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

2021年10月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	2本	474,673百万円
合計	2本	474,673百万円

3. 委託会社等の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるセゾン投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,846,454	2,244,681
直販顧客分別金信託	1,786,947	956,538
貯蔵品	4,009	6,872
前払費用	10,866	11,868
未収委託者報酬	429,195	563,076
その他	299	338
流動資産合計	4,077,772	3,783,375
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 13,316	※1 11,241
工具、器具及び備品	※1 8,581	※1 8,025
その他	※1 3,828	※1 4,000
有形固定資産合計	25,726	23,267
無形固定資産		
ソフトウェア	41,957	74,310
ソフトウェア仮勘定	1,500	1,200
無形固定資産合計	43,457	75,510
投資その他の資産		
差入保証金	30,078	38,965
繰延税金資産	42,399	11,270
投資その他の資産合計	72,477	50,236
固定資産合計	141,661	149,014
資産合計	4,219,433	3,932,389
負債の部		
流動負債		
預り金	218,546	302,932
顧客からの預り金	1,787,505	949,624
未払金	89,832	96,047
未払費用	22,808	17,788
未払法人税等	34,330	72,731
未払消費税等	29,002	39,791
賞与引当金	11,357	14,931
流動負債合計	2,193,383	1,493,847
負債合計	2,193,383	1,493,847
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	77,156	77,156
資本剰余金合計	77,156	77,156
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	948,893	1,361,385
利益剰余金合計	948,893	1,361,385
純資産合計	2,026,050	2,438,542
負債・純資産合計	4,219,433	3,932,389

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,202,418	1,475,662
その他営業収益	5	-
営業収益計	1,202,423	1,475,662
営業費用		
支払手数料	29,021	62,431
広告宣伝費	28,807	22,199
調査費	6,924	8,275
委託計算費	128,354	137,788
営業雑経費	190,877	212,975
通信費	47,561	51,504
印刷費	36,758	37,785
協会費	2,158	2,292
業務外注費	49,190	63,567
その他営業雑経費	55,207	57,824
営業費用計	383,985	443,670
一般管理費		
給料	255,077	293,574
役員報酬	21,254	31,701
給料・手当	183,946	196,052
賞与	33,923	37,068
賞与引当金繰入額	11,357	14,931
退職給付費用	4,595	13,820
交際費	745	896
旅費交通費	9,723	4,006
租税公課	14,125	17,080
不動産賃借料	37,811	38,879
固定資産減価償却費	15,059	25,731
諸経費	107,455	123,968
一般管理費計	439,998	504,137
営業利益	378,439	527,854
営業外収益		
受取利息	125	77
講師料等収入	3,341	2,328
助成金収入	-	974
その他	11	279
営業外収益計	3,478	3,659
営業外費用		
その他	680	957
営業外費用計	680	957
経常利益	381,237	530,556
税引前当期純利益	381,237	530,556
法人税、住民税及び事業税	50,652	86,936
法人税等調整額	20,259	31,128
法人税等合計	70,912	118,065
当期純利益	310,324	412,491

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	638,569	638,569	1,715,725	1,715,725
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	310,324	310,324	310,324	310,324
当期変動額合計	-	-	-	-	310,324	310,324	310,324	310,324
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	948,893	948,893	2,026,050	2,026,050

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	948,893	948,893	2,026,050	2,026,050
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	412,491	412,491	412,491	412,491
当期変動額合計	-	-	-	-	412,491	412,491	412,491	412,491
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	1,361,385	1,361,385	2,438,542	2,438,542

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年
工具、器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項

目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 11,270千円

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	3,285千円	5,361千円
工具、器具及び備品	13,299千円	14,837千円
その他	1,943千円	4,166千円
有形固定資産合計	18,529千円	24,365千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行が分別管理しております。

顧客からの預り金は、受託銀行が分別管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である未収委託者報酬は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投機的な取引及び投資は行わない方針のため、市場リスクは僅少であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金管理担当部署が適時に資金繰計画を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,846,454	1,846,454	-
(2) 直販顧客分別金信託	1,786,947	1,786,947	-
(3) 未収委託者報酬	429,195	429,195	-
(4) 差入保証金	30,078	30,078	-
資産計	4,092,675	4,092,675	-
(1) 預り金	218,546	218,546	-
(2) 顧客からの預り金	1,787,505	1,787,505	-
(3) 未払金	89,832	89,832	-
(4) 未払法人税等	34,330	34,330	-
(5) 未払消費税等	29,002	29,002	-
負債計	2,159,218	2,159,218	-

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,244,681	2,244,681	-
(2) 直販顧客分別金信託	956,538	956,538	-
(3) 未収委託者報酬	563,076	563,076	-
(4) 差入保証金	38,965	38,965	-
資産計	3,803,261	3,803,261	-
(1) 預り金	302,932	302,932	-
(2) 顧客からの預り金	949,624	949,624	-
(3) 未払金	96,047	96,047	-
(4) 未払法人税等	72,731	72,731	-
(5) 未払消費税等	39,791	39,791	-
負債計	1,461,128	1,461,128	-

(注) 金融商品の時価の算出方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、並びに (3) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

時価は、差入保証金の金額を当該貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率（ただし、ゼロを下限）により現在価値に割引計算した金額をもって時価としております。

負 債

(1) 預り金、(2) 顧客からの預り金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、並びに (5) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2020年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度より確定拠出制度を採用しております。また、親会社等からの出向者には、出向元の退職給付制度が採用されております。</p> <p>2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は 4,595 千円であります。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。</p> <p>2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は 13,820 千円であります。</p>

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

	前事業年度 (2020 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2021 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	77,953 千円	- 千円
賞与引当金	4,800 千円	6,049 千円
未払事業税	3,324 千円	4,796 千円
その他	1,637 千円	2,525 千円
繰延税金資産小計	87,715 千円	13,371 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△44,014 千円	- 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,301 千円	△2,100 千円
評価性引当額小計	△45,315 千円	△2,100 千円
繰延税金資産合計	42,399 千円	11,270 千円

(注) 1. 賞与引当金の一部を貸借対照表では未払費用に含めて表示しております。

(注) 2. 前事業年度における評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金の減少であります。

(注) 3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2020 年 3 月 31 日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	46,121	23,283	8,548	-	-	77,953
評価性引当額	△12,182	△23,283	△8,548	-	-	△44,014
繰延税金資産	33,939	-	-	-	-	(b) 33,939

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

当事業年度 (2021 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減額	△9.98%	△8.15%
繰越欠損金の期限切れ	0.00%	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%	0.02%
住民税均等割等	0.25%	0.18%
租税特別措置法上の税額控除	△2.25%	△0.37%
その他	△0.06%	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>18.60%</u>	<u>22.25%</u>

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。	同左

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
<p>1. セグメント情報 当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 同左 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 同左 ②有形固定資産 同左 (3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

(関連当事者情報)

前事業年度 (2019年4月1日 至 2020年3月31日)

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン (東京証券取引所に上場)

当事業年度 (2020年4月1日 至 2021年3月31日)

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額 35,753円62銭 1株当たり当期純利益金額 5,476円28銭	1株当たり純資産額 43,032円84銭 1株当たり当期純利益金額 7,279円22銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 310,324千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 310,324千円 普通株式の期中平均株式数 56,667株	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 412,491千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 412,491千円 普通株式の期中平均株式数 56,667株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【中間貸借対照表】

		第16期中間会計期間 (2021年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			2,841,622	
直販顧客分別金信託			881,429	
未収委託者報酬			673,249	
たな卸資産			6,427	
その他			18,900	
流動資産合計			4,421,629	96.5
固定資産				
有形固定資産	※1		36,722	
無形固定資産			68,786	
投資その他の資産			54,434	
固定資産合計			159,942	3.5
資産合計			4,581,572	100.0
負債の部				
流動負債				
預り金			662,999	
顧客からの預り金			878,665	
未払法人税等			143,935	
賞与引当金			17,499	
その他	※2		141,113	
流動負債合計			1,844,213	40.3
負債合計			1,844,213	40.3
純資産の部				
株主資本				
資本金			1,000,000	21.8
資本剰余金				
資本準備金		77,156		
資本剰余金合計			77,156	1.7
利益剰余金				
その他利益剰余金		1,660,202		
繰越利益剰余金		1,660,202		
利益剰余金合計			1,660,202	36.2
株主資本合計			2,737,358	59.7
純資産合計			2,737,358	59.7
負債・純資産合計			4,581,572	100.0

【中間損益計算書】

		第16期中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
営業収益		972,086	100.0
営業費用		258,564	26.6
一般管理費	※2	288,022	29.6
営業利益		425,499	43.8
営業外収益	※1	3,109	0.2
営業外費用		586	0.0
経常利益		428,023	44.0
税引前中間純利益		428,023	44.0
法人税、住民税及び事業税		134,000	13.8
法人税等調整額		△ 4,794	△ 0.5
法人税等合計		129,206	13.3
中間純利益		298,816	30.7

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～8年
工具、器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客と契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	第16期中間会計期間 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	27,808千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	第16期中間会計期間 (自2021年4月1日至2021年9月30日)
講師料等収入	3,016千円

※2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第16期中間会計期間 (自2021年4月1日至2021年9月30日)
有形固定資産	5,013千円
無形固定資産	10,495千円

(リース取引関係)

第16期中間会計期間(自2021年4月1日至2021年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期中間会計期間(2021年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
未収委託者報酬	673,249	673,249	-
資産計	673,249	673,249	-
預り金	662,999	662,999	-
未払法人税等	143,935	143,935	-
負債計	806,934	806,934	-

(注)現金及び預金、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベル

に分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第16期中間会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	673,249	-	673,249
資産計	-	673,249	-	673,249
預り金	-	662,999	-	662,999
未払法人税等	-	143,935	-	143,935
負債計	-	806,934	-	806,934

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

当科目の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第16期中間会計期間（2021年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第16期中間会計期間（2021年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第16期中間会計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）

当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

第 16 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	
1. セグメント情報	当社の事業セグメントは、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報	
(1) 製品及びサービスごとの情報	単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。
(2) 地域ごとの情報	
①売上高	本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
②有形固定資産	本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。
(3) 主要な顧客ごとの情報	外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報	該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報	該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報	該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

第 16 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	
セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド	575,556 千円
セゾン資産形成の達人ファンド	396,493 千円
その他	36 千円
顧客との契約から生じる収益	972,086 千円
外部顧客への売上高	972,086 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 16 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	48,306 円 05 銭
1 株当たり中間純利益金額	5,273 円 21 銭
(注)1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	298,816 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純利益	298,816 千円
普通株式の期中平均株式数	56,667 株

公開日 2021 年 11 月 24 日

作成基準日 2021 年 11 月 12 日

本店所在地 東京都豊島区東池袋 3-1-1

お問い合わせ先 コンプライアンス室

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 八代輝雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石倉毅典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月12日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 八代輝雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石倉毅典 ㊞
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。